

布佐東部地区

復興通信



第9号

復興交付金事業計画書が

国に認められました

国の財政支援を受けるために、市では、布佐東部地区の復興に必要な事業費約七億八千万円を盛り込んだ事業計画書を作成して、第二回受付期間の四月四日までに、復興庁に提出しました。

その後、復興庁並びに関係省庁で審査・調整が行われてきましたが、復興庁より、五月二十五日に、「復興交付金の交付可能額」が通知されました。

結果は、市が提出した事業計画書の内、平成二十四年度中に実施予定の事業（事業費総額約二億三千九百万円）が認められ、復興交付金として、国から約一億七千三百万円が配分されるというものです。

この結果を受け、事業に必要な経費の予算化（市議会の議決）をはじめ、事業着手に向けた具体的な作業に着手しました。

被災者の皆さまには、事業費予算が確定した後に説明会を開催して、具体的な事業内容、進め方の詳しい内容をお知らせします。

◎今回認められた主な事業は次の通りです。

〈小規模住宅地区改良事業〉

- ・ 事業の基礎設計
- ・ 被災危険家屋の解体
- ・ 改良住宅（市営住宅）の実施設計

〈市街地液状化対策事業〉

- ・ 液状化対策事業計画の策定
- ・ 境界杭（標）の設置

◎説明会の予定

七月六日（金曜日）午後六時三〇分からの開催を予定しています。

詳細は、改めてお知らせします。

復興対策室からのお知らせ

被災家屋の取壊しに向けて

個別調査を行っています

一日も早く復興事業に着手していくため、現在、解体を予定している住宅の状況や住宅所有者のご意向について、改めて調査に回っています。

調査の際は、事前にご連絡の上、立会いをお願いすることとなりますので、ご協力願います。

また、解体に際しては、権利者の同意、家財等の運び出しが必要となります。家財等の片付けに伴うボランティアの要望を含め、何かご不明の点がありましたら、お問い合わせください。



被災住宅再建資金利子補給金制度を

ご利用ください

東日本大震災により被災した住宅の復興を支援するため、金融機関からの住宅再建資金借入れに伴う利子の一部を補助する制度が創設されました。

利子補給を受けることができる方は、震災以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、平成二十六年三月三十一日までに融資の実行を受け、被災住宅の補修や外構工事（門扉、塀、車庫など）、給排水設備工事などを行う方、被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を我孫子市内で行う方です。

利子補給の額は、対象限度額（100万円以上500万円以下）で算定した借入れ残金に対し、利子補給率（年利2.0%）に相当する金額を上限とし、期間は、支払い開始日から5年を期限とします。

詳細については、建築住宅課または対策室にお問い合わせください。



六月の移動交番開設予定日

布佐東部地区復興対策室の事務所前に、我孫子警察署の移動交番車が巡回設置されます。移動交番では、周辺の警戒のほか、各種届出や相談の受け付けも行っていきますので、是非お立ち寄りください。

〔六月の開設予定〕

- ① 一日（金）○午前（開設済み）
- ② 八日（金）●午後
- ③ 十一日（月）○午前
- ④ 十九日（火）○午前
- ⑤ 二十五日（月）○午前
- ⑥ 二十九日（金）○午前

○午前（十時から十一時三十分まで）
●午後（十三時三十分から十五時まで）

（問合せ先）我孫子警察署（☎7182・0110）



現地視察にご理解願います

市では、被災者の皆様のご心情に配慮して、これまで、他の自治体等からの視察については、原則としてお断りをしてきました。

しかし、国の復興交付金を活用して事業を進めていくこと、また、震災から一年以上が経過して震災の記憶が風化しつつあることなどから、今後は、被災地の状況を積極的に発信していく必要があると考え、視察を受け入れていく事としました。

被災者の皆さまには、何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

発行・問合せ先

我孫子市役所布佐東部地区復興対策室

（住所）我孫子市都下一（国道356号都交差点脇）

（電話）04・7185・2462

（ファックス）04・7189・0881